

第 18 版

2023.3.8

被災者支援制度ガイドブック

(令和4年3月16日福島県沖地震災害)

このたびの災害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

福島市では、被災された皆様の生活を再建するための支援メニューをパンフレットに取りまとめました。
ぜひ、ご活用ください。

福 島 市

【目次】

被害の区分について ・各種支援制度一覧 ・連絡先

1. 罹災証明書（危機管理室）	1
■生活資金等に関すること	
2. 災害見舞金（共生社会推進課）	2
3. 被災者生活再建支援制度（共生社会推進課）	3
4. 災害援護資金貸付制度（共生社会推進課）	4
■住まいに関すること	
5. 被災建築物の応急危険度判定（開発建築指導課）	5
6. 災害廃棄物の受入（ごみ減量推進課）	6
7. 災害廃棄物の一時保管場所（ごみ減量推進課）	7
8. 地震により倒壊したブロック塀等の処理（ごみ減量推進課）	8
9. 被災家屋等の解体事業（公費解体）（ごみ減量推進課）	9
10. 被災家屋等の解体事業（すでに自費で解体処理を行った方・行方）（ごみ減量推進課）	10
11. 住宅の屋根改修助成事業（住宅政策課）	11
12. 一部損壊住宅修理支援事業（住宅政策課）	12
13. 住宅の応急修理（住宅政策課）	13
14. 市営住宅への仮入居（住宅政策課）	14
■税金および減免・免除等に関すること	
15. 市県民税（所得税）雑損控除（市民税課）	15
16. 個人市・県民税減免（市民税課）	16
17. 固定資産税・都市計画課税の減免（資産税課）	17
18. 国民健康保険税の減免（国保年金課）	18
19. 国民健康保険加入者の窓口一部負担金の減免【還付】（国保年金課）	19
20. 国民年金保険料免除（国保年金課）	20
21. 介護保険料の減免（介護保険課）	21
22. 介護サービス利用料の減免（介護保険課）	22
23. 児童扶養手当の特別措置（こども政策課）	23
24. 母子父子寡婦福祉資金（こども家庭課）	24
25. 特別児童扶養手当等の特別措置（障がい福祉課）	25
26. 障がい者の肢体不自由児通所医療費及び 療養介護医療費の利用者負担額の減免措置（障がい福祉課）	26
27. 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業 の利用者負担額の減免措置（障がい福祉課）	27
28. 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置（障がい福祉課）	28
29. 高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置（交通政策課）	29
■学校に関すること	
30. 就学援助制度（学校教育課・教育施設管理課）	30
〔その他〕	
31. 被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用料負担軽減補助金（幼稚園・保育課）	31
32. 被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用者負担金減免	32
33. 特別相談窓口（被災中小企業・小規模事業者対策及び農林漁業者対策）	33
34. 県の復興公営住宅の仮入居（福島県県北建設事務所行政課）	34
35. 福島県賃貸型応急住宅の供与について（住宅政策課）	35

被害の区分について

災害に係る住家の被害区分については、「罹災証明書交付申請」に基づき、市が現地調査を実施し、「全壊」から「一部損壊」までの6つの区分で判定いたします。

被害認定調査（現地調査）が不要との認識である場合は、現地調査を実施せず、自己判定方式により「一部損壊」で罹災証明書を交付することができます。

なお、具体的な判定区分の損害割合は下記のとおりとなっています。

【判定区分】

判定区分	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満
一部損壊	10%未満

【手続きの流れ】

①罹災証明交付申請の提出（市役所・各支所の窓口・郵送・オンライン）



②書類審査



③現地確認



④被害認定



⑤罹災証明書の交付（市役所・各支所の窓口・郵送）

【注意】

家屋以外の場合は原則、現地調査を実施しません。
申請時に被害の状況が確認できる写真等が必要となります。

【連絡先】

頁	制度の名称	担当課	電話番号(直通)
1	罹災証明書	危機管理室	☎ 525-3793
2	災害見舞金	共生社会推進課	☎ 525-3760
3	被災者生活再建支援制度		
4	災害援護資金貸付制度		
5	被災建築物の応急危険度判定	開発建築指導課	☎ 525-3764
6	災害廃棄物の受入	ごみ減量推進課	☎ 525-3744
7	災害廃棄物の一時保管場所		
8	地震により倒壊したブロック塀等の処理		
9	被災家屋等の解体事業(公費解体)		
10	被災家屋等の解体事業(すでに自費で解体処理を行った方・行う方)	住宅政策課	☎ 525-3734
11	住宅の屋根改修助成事業		
12	一部損壊住宅修理支援事業		
13	住宅の応急修理		
14	市営住宅への仮入居		☎ 525-3757
15	市県民税(所得税)雑損控除	市民税課	☎ 525-3792 525-3712 525-3791 所得税は、福島税務署 ☎ 534-3121
16	個人市・県民税の減免	市民税課	☎ 525-3791
17	固定資産税・都市計画税の減免	資産税課家屋係 資産税課土地係 資産税課償却資産係	☎ 525-3716 ☎ 525-3715 ☎ 525-3730
18	国民健康保険税の減免	国保年金課	☎ 525-3735
19	国民健康保険加入者の窓口一部負担金の減免(還付)		☎ 525-3773
20	国民年金保険料免除		☎ 525-3738
21	介護保険料の減免	介護保険課	☎ 525-6551
22	介護サービス利用料の減免		☎ 525-6587
23	児童扶養手当の特別措置	こども政策課	☎ 525-3767
24	母子父子寡婦福祉資金	こども家庭課	☎ 525-3780
25	特別児童扶養手当等の特別措置	障がい福祉課	☎ 525-3796
26	障がいの肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置		☎ 525-3746 525-3796
27	障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置		
28	障がいの自立支援医療費の利用者負担額の減免措置		☎ 525-3796
29	高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	交通政策課	☎ 525-3762
30	就学援助制度	学校教育課 教育施設管理課	☎ 525-3782 ☎ 525-3706
31	被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用料負担	幼稚園・保育課	☎ 573-2021
32	被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用者負担金減免		
33	特別相談窓口(被災中小企業・小規模事業者及び農林業者対策)	33ページを参照してください	
34	県の復興公営住宅の仮入居	34ページを参照してください	
35	福島県賃貸型応急住宅の供与について	住宅政策課	☎ 525-3757
その他	生活保護制度	生活福祉課	☎ 525-3725
	子どもや家庭に関する相談窓口	こども家庭課	☎ 525-3780
	DVや離婚等の問題に対する女性相談窓口		☎ 525-7671
	妊娠、出産、子育てに関する相談窓口		☎ 525-7671
外国人生活相談窓口	定住交流課	☎ 525-3739	

各種支援制度一覧

頁	制度名	罹災証明書					
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
1	罹災証明書	地震により建物に被害を受けた方					
2	災害見舞金	○	○	○	○	—	—
3	被災者生活再建支援制度	○	○	○	▲	—	—
4	災害援護資金貸付制度	○	○	○	○	▲	▲
5	被災建築物の応急危険度判定	詳細は5ページ参照					
6	災害廃棄物の受入	詳細は6ページ参照					
7	災害廃棄物の一時保管場所	詳細は7ページ参照					
8	地震により倒壊したブロック塀等の処理	詳細は8ページ参照					
9	被災家屋等の解体事業(公費解体)	詳細は9ページ参照					
10	被災家屋等の解体事業(すでに自費で解体処理を行った方・行う方)	詳細は10ページ参照					
11	住宅の屋根改修助成事業	○	○	○	○	○	○
12	一部損壊住宅修理支援事業	—	—	—	—	—	○
13	住宅の応急修理	○	○	○	○	○	—
14	市営住宅への仮入居	▲	▲	▲	▲	—	—
15	市県民税(所得税)雑損控除	○	○	○	○	○	○
16	個人市・県民税の減免	詳細は16ページ参照					
17	固定資産税・都市計画課税の減免	詳細は17ページ参照					
18	国民健康保険税の減免	○	○	○	○	—	—
19	国民健康保険加入者の窓口一部負担金の減免(還付)	○	○	○	○	—	—
20	国民年金保険料免除	▲	▲	▲	▲	▲	▲
21	介護保険料の減免	○	○	○	○	—	—
22	介護サービス利用料の減免	○	○	○	○	○	—
23	児童扶養手当の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
24	母子父子寡婦福祉資金	○	○	○	○	—	—
25	特別児童扶養手当等の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
26	障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
27	障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
28	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
29	高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	○	○	○	○	○	○
30	就学援助制度	▲	▲	▲	▲	—	—
31	被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用料負担軽減補助金	○	○	○	○	—	—
32	被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用者負担金減免	○	○	○	○	—	—
33	特別相談窓口	詳細は33ページ参照					
34	県の復興公営住宅の仮入居	詳細は34ページ参照					
35	福島県賃貸型応急住宅の供与について	詳細は35ページ参照					

※ ○:該当 ▲:一部該当 —:該当なし

制度の名称	1. 罹災証明書
支援の種類	罹災証明書の発行
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年3月16日の地震により家屋などに被害を受けた方を対象に、罹災証明書を発行します。 各種支援制度等の申請をするために必要となる証明書です。（無料） ●対象となる物件 <ul style="list-style-type: none"> ・建物：家屋、マンション、店舗など ・家財・その他：家財、車、ブロック塀など ※「一部損壊」の判定となります。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災した物件（家屋や家財）の写真（自己判定方式の場合） ・本人確認書類（免許証など写真付きのもの。ない場合は保険証、年金手帳などを2種類） ・代理申請の場合は申請者の確認書類の写し（または委任状）と代理人の確認書類をご持参ください
手続き方法	<p>【窓口申請の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所4階危機管理室または各支所・茂庭出張所窓口申請書を提出 ・対象が家屋や土地の場合、市が現地調査を実施（しばらくお時間をいただきます） ・現地調査終了後、市より証明書を郵送 または自己判定方式の場合、窓口で交付 <p>【郵送による申請】</p> <p>必要書類を郵送でお送りください。</p> <p>[必要書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明申請書（市ホームページからダウンロードもできます） ・本人確認書類（免許証の写しなど） ※代理申請の場合は委任状 <p>【オンライン申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市HPから外部サイトへリンクします。 <p>郵送先：〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市危機管理室</p>
申請期間	被害調査を伴う申請は令和4年6月30日（木）まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所危機管理室 ☎024-525-3793</p> <p>代表024-535-1111（内線3012）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制 度 の 名 称	2. 災害見舞金								
支 援 の 種 類	給付								
制 度 の 内 容	<p>●災害により被災した者に対して、福島市災害見舞金等支給要綱に基づき、見舞金を支給します。</p> <p>●見舞金額は次のとおりです。</p> <p>・災害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1世帯につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震・水害等による自然災害</td> <td>全壊</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊 (中規模半壊含む)</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1世帯につき	地震・水害等による自然災害	全壊	100,000円	大規模半壊・半壊 (中規模半壊含む)	50,000円
区分		1世帯につき							
地震・水害等による自然災害	全壊	100,000円							
	大規模半壊・半壊 (中規模半壊含む)	50,000円							
活用できる方	<p>●災害見舞金</p> <p>災害により被害を受けた住家に現に居住していた者（世帯主）。</p> <p>※住家の所有者であっても、居住されていない場合は対象となりません。</p> <p>※「準半壊」、「一部損壊」については対象となりません。</p>								
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書（罹災証明書発行支援データベース閲覧の同意があれば添付不要） 世帯主名義の通帳 								
申 請 期 間									
お問い合わせ先	<p>福島市役所共生社会推進課（本庁2階） ☎024-525-3760</p> <p>代表024-535-1111（内線3512、3513）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>								

制度の名称	3. 被災者生活再建支援制度																																																																						
支援の種類	給付																																																																						
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支援の内容</p> <p>①基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給されます。</p> <p>②加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給されます。ただし、「全壊」・「大規模半壊」・「解体」に該当する場合は基礎支援金を申請しなければ申請できません。</p> <p>・被災区分が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊（被災した住宅を解体）」の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>複数（2人以上）世帯</th> <th>単数（単身）世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎支援金</td> <td>全壊（※1）</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加算支援金（※2）</td> <td>建設又は購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・被災区分が「中規模半壊」の場合（中規模半壊は基礎支援金対象外となります）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>複数（2人以上）世帯</th> <th>単数（単身）世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算支援金（※2）</td> <td>建設又は購入</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 次の条件を満たした場合も「全壊」とみなされます。 住宅が「大規模半壊」・「中規模半壊」又は「半壊」のり災証明を受けたが、住宅の敷地に被害が生じ、そのままにしておく危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した場合。</p> <p>※2 加算支援金の再建方法が2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。</p> <p>●支援金の使途は制限されません。詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>	区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯	基礎支援金	全壊（※1）	100万円	75万円	大規模半壊	50万円	37.5万円	加算支援金（※2）	建設又は購入	200万円	150万円	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	100万円	75万円	賃借（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円	区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯	加算支援金（※2）	建設又は購入	100万円	75万円	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	50万円	37.5万円	賃借（公営住宅を除く）	25万円	18.75万円																																			
区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯																																																																				
基礎支援金	全壊（※1）	100万円	75万円																																																																				
	大規模半壊	50万円	37.5万円																																																																				
加算支援金（※2）	建設又は購入	200万円	150万円																																																																				
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	100万円	75万円																																																																				
	賃借（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円																																																																				
区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯																																																																				
加算支援金（※2）	建設又は購入	100万円	75万円																																																																				
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	50万円	37.5万円																																																																				
	賃借（公営住宅を除く）	25万円	18.75万円																																																																				
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 （※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。</p> <p>■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象となりません。</p>																																																																						
必要書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">必要書類</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>解体</th> <th>敷地被害 解体</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎支援金</td> <td>1 同意書（※3）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 解体証明書</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 敷地被害証明書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>加算支援金</td> <td>4 預金通帳の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 居住を証明する書類（※4）</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>加算支援金</td> <td>1 契約書の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 預金通帳の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 同意書（※3）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 居住を証明する書類（※4）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災状況、世帯情報の取得に関する同意書をご提出いただくことで、被災当時の世帯全員の住民票及び罹災証明書の添付を省略することができます。</p> <p>※令和4年3月16日時点で、被災場所に居住していても、住民票がない方は居住の実態が確認できる書類（公共料金領収書の写し等）の提出が必要です。</p>		必要書類	全壊	大規模半壊	解体	敷地被害 解体	中規模半壊	基礎支援金	1 同意書（※3）	○	○	○	○	-		2 解体証明書			○	○	-		3 敷地被害証明書類				○	-	加算支援金	4 預金通帳の写し	○	○	○	○	-		5 居住を証明する書類（※4）	△	△	△	△	-	加算支援金	1 契約書の写し	○	○	○	○	○		2 預金通帳の写し	○	○	○	○	○		3 同意書（※3）					○		4 居住を証明する書類（※4）					△
	必要書類			全壊	大規模半壊	解体	敷地被害 解体	中規模半壊																																																															
		基礎支援金	1 同意書（※3）	○	○	○	○	-																																																															
	2 解体証明書			○	○	-																																																																	
	3 敷地被害証明書類				○	-																																																																	
加算支援金	4 預金通帳の写し	○	○	○	○	-																																																																	
	5 居住を証明する書類（※4）	△	△	△	△	-																																																																	
加算支援金	1 契約書の写し	○	○	○	○	○																																																																	
	2 預金通帳の写し	○	○	○	○	○																																																																	
	3 同意書（※3）					○																																																																	
	4 居住を証明する書類（※4）					△																																																																	
申請期間	<p>●基礎支援金：令和4年3月26日から令和6年4月15日まで（災害発生から25ヶ月間）</p> <p>●加算支援金：令和4年3月26日から令和7年4月15日まで（災害発生から37ヶ月間）</p>																																																																						
お問い合わせ先	<p>福島市役所共生社会推進課（本庁2階） ☎024-525-3760</p> <p>代表024-535-1111（内線3512、3513）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>																																																																						

制度の名称	4. 災害援護資金貸付制度																																						
支援の種類	貸付																																						
制度の内容	<p>●令和4年3月16日発生の地震により、住居が全・半壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。</p> <p>●支援の内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td>① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合</td> <td>限度額</td> <td>特別な事情の場合</td> </tr> <tr> <td>ア 負傷のみ</td> <td>150万円</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失または流失</td> <td>350万円</td> <td>－</td> </tr> </table> <p>※特別な事情:市民税非課税世帯、住居の全壊等で被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">貸付利息</td> <td>保証人あり … 無利子</td> </tr> <tr> <td>保証人なし … 年1.5%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内(特別の場合5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(据置期間を含む)</td> </tr> </table>	貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	限度額	特別な事情の場合	ア 負傷のみ	150万円	－	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	－	ウ 住居の半壊	270万円	350万円	エ 住居の全壊	350万円	－	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合			ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	－	イ 住居の半壊	170万円	250万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	350万円	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	－	貸付利息	保証人あり … 無利子	保証人なし … 年1.5%(据置期間中は無利子)	据置期間	3年以内(特別の場合5年)	償還期間	10年以内(据置期間を含む)
貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合		限度額	特別な事情の場合																																			
	ア 負傷のみ		150万円	－																																			
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円	－																																			
	ウ 住居の半壊		270万円	350万円																																			
	エ 住居の全壊		350万円	－																																			
	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合																																						
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円	－																																			
	イ 住居の半壊		170万円	250万円																																			
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円	350万円																																			
	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	－																																				
貸付利息	保証人あり … 無利子																																						
	保証人なし … 年1.5%(据置期間中は無利子)																																						
据置期間	3年以内(特別の場合5年)																																						
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																																						
活用できる方	<p>●被災した日(令和4年3月16日)現在で、福島市内に居住していた世帯の世帯主</p> <p>●次のいずれかの被害を受けた世帯</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上(別途、診断書が必要となります。)</p> <p>②家財の3分の1以上の損害(写真、家具の配置図等の被害状況がわかる資料が別途必要です。)</p> <p>③住居の半壊または全焼・流失</p> <p>●活用できる方(世帯)について、令和3年度(令和2年度分)所得にて所得上限を確認いたします。</p> <p>※基準額以上の場合は貸付の対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>令和元年分の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円未満</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世帯人員にかかわらず、住居が滅失した場合は、1,270万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	令和元年分の総所得金額	1人	220万円未満	2人	430万円未満	3人	620万円未満	4人	730万円未満	5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満	世帯人員にかかわらず、住居が滅失した場合は、1,270万円未満																									
世帯人員	令和元年分の総所得金額																																						
1人	220万円未満																																						
2人	430万円未満																																						
3人	620万円未満																																						
4人	730万円未満																																						
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満																																						
世帯人員にかかわらず、住居が滅失した場合は、1,270万円未満																																							
必要書類	<p>●借入申込人</p> <p>①罹災証明書</p> <p>②住民票(世帯全員が記載されているもの)</p> <p>③世帯全員の令和3年度(令和2年分)所得・課税証明書</p> <p>●保証人</p> <p>①住民票(保証人本人のみ記載されているもの)</p> <p>②保証人本人の令和3年度(令和2年分)所得・課税証明書</p>																																						
申請期間	令和4年9月30日まで																																						
お問い合わせ先	<p>福島市役所共生社会推進課(本庁2階) ☎024-525-3760</p> <p>代表024-535-1111(内線3512、3513)</p> <p>月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く)午前8時30分～午後5時15分</p>																																						

制度の名称	5. 被災建築物の応急危険度判定
支援の種類	二次的災害の防止
制度の内容	<p>●大地震により被災した建築物について、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物（外壁、窓ガラス）、転倒物による人命にかかわる二次的災害を防止するため、できる限り早く、短時間（被災後おおむね二週間程度）で建築物の被災状況を調査し、当面の被災建築物の使用（恒久的復旧までの間）の可否について判定するものです。</p> <p>判定は、現地において、主として建築物の外観から目視により建築物及び建築物の部分等の沈下、傾斜、破壊等を調査します。</p> <p>判定結果は緑（調査済）・黄（要注意）・赤（危険）の三段階で区分し、建築物の出入口などの見えやすい場所に設置することで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても安全性の識別ができるようにしています。</p> <p>この調査は地震発生後の二次的災害防止のためにおこなうもので、罹災証明交付のための調査（被害認定調査）とは異なることに注意してください。</p> <p>※各種支援に罹災証明が必要な方は、応急危険度判定とは別に申し込みをしてください。 ※地震保険等とは異なる手続きですので注意してください。</p>
活用できる方	地震により建物被害を受けた方
必要書類	<p>申し込み方法</p> <p>【オンライン申請】 ・市HPから外部サイトへリンクします。</p> <p>【電話】</p>
申請期間	3月17日（木）～ 4月28日（木）
お問い合わせ先	<p>福島市役所開発建築指導課（本庁6階） ☎024-525-3764</p> <p>受付時間：午前9時～午後4時30分</p>

制度の名称	6. 災害廃棄物の受入
支援の種類	災害廃棄物処理事業
制度の内容	<p>令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により発生した災害廃棄物を受入します。</p> <p>●受入できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出る可燃、不燃ごみ（基本は通常通り集積所へ排出してください。） ・家電リサイクル対象製品 ・事業系の不燃ごみ <p>※上記以外のものは搬入できません。また、きちんと分別して搬入してください。 ※搬入できるものは、今回の地震で被災したものが対象となります。 ※市外の災害廃棄物は搬入できません。 ※業者による修繕、解体工事で発生した廃棄物は産業廃棄物のため搬入できません。</p> <p>●搬入場所 あらかわクリーンセンター あぶくまクリーンセンター</p> <p>●受入期間 令和4年3月17日（木曜日）～4月22日（金曜日） ※土曜日、日曜日、祝日を除く</p> <p>●受付時間 午前8時45分～11時30分、午後1時～4時30分</p> <p>●その他 搬入する際に運転免許証等で本人確認をします。 大変混雑することが予想されます。時間に余裕をもって搬入してください。</p>
活用できる方	福島市内の被災された方
必要書類	搬入される方の運転免許証
申請期間	申請不要（受入期間は4月22日（金曜日）まで）
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 ☎525-3744

制度の名称	7. 災害廃棄物の一時保管場所
支援の種類	災害廃棄物処理事業
制度の内容	<p>令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により倒壊した塀や瓦、壁材について、一時保管場所を設置します。</p> <p>【搬入できるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ブロック、大谷石等の塀 ●門扉・門柱 ●瓦 ●壁材 ●木くず（建築廃材） <p>※上記以外のものは搬入できません。また、きちんと分別して搬入してください。 ※石灯籠、自然石（庭石等）は搬入できません。専門業者にお問い合わせください。 ※搬入できるものは、今回の地震で被災したものが対象となります。 ※市外の災害廃棄物は搬入できません。 ※業者による修繕、解体工事で発生した廃棄物は産業廃棄物のため搬入できません。</p> <p>【一時保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所在地 十六沼公園西側（福島市大笹生字廻板山内） ●開設期間 令和4年3月23日（水曜日）～4月30日（土曜日） ※日曜日、祝日、第2土曜日を除く ●開設時間 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分 ●その他 搬入する際に運転免許証等で本人確認をします。 大変混雑することが予想されます。時間に余裕をもって搬入してください。 一時保管場所では、作業員の指示に従ってください。
活用できる方	福島市内の被災された方
必要書類	搬入される方の運転免許証
申請期間	申請不要
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 525-3744

制度の名称	8. 地震により倒壊したブロック塀等の処理																		
支援の種類	災害廃棄物処理事業																		
制度の内容	<p>地震により倒壊したブロック・大谷石等の塀については、所有者からの申請により市で災害廃棄物として収集します。</p> <p>すでに所有者の自己負担で収集運搬（撤去も含む）を行った方については、市設定基準額の範囲内で、費用の償還を行います。なお、令和4年7月31日までに完了する工事が対象です。</p> <p>【対象範囲】 令和4年福島県沖地震により被災した市内の被災ブロック塀等が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ブロック塀等」とは、個人や中小企業者が所有するブロック塀等をいいます。 ●「被災ブロック塀等」とは、福島県沖地震により倒壊したブロック塀等及び損傷が著しく早急に撤去しなければ、二次災害の発生のおそれがあるもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されるものをいいます。 ●「収集運搬等」とは、福島県沖地震により倒壊したブロック塀等の災害廃棄物及び著しく早急に撤去しなければ、二次災害の発生のおそれがあるもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されるブロック塀等の災害廃棄物の収集運搬・撤去をいいます。 ●「中小企業者」とは、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者及びこれに準じた公益法人等をいいます。 ●改修工事等は対象になりません。 ●庭木、庭石の類及び塀等の基礎部分、擁壁の収集運搬等については対象になりません。 <p>【申請方法】 受付期間内に申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付場所 市役所5階 ごみ減量推進課 ※郵送での申請は受付できません。 ※申請書等の様式については、市ホームページからダウンロードすることができます。 ※中小企業について <table border="1" data-bbox="587 801 1034 958"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>その他産業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
区分	資本金	従業員数																	
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	
小売業	5千万円以下	50人以下																	
その他産業	3億円以下	300人以下																	
これから撤去する方 (公費収集)	<p>【申請受付から工事実施までの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書類の審査後、市が申請のあったブロック塀等を調査します。 (2) 申請内容を審査し、適正であると認めるときは、施工業者を決定し、「災害廃棄物収集運搬等に関する決定通知書」を通知します。 (3) 収集運搬等を行う際は、原則、本人または代理人の立会いが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物収集運搬等に関する申請書（様式第1号） ●配置図（様式第3号） ●被災したブロック塀等の状況写真（様式第4号） ●申請者の身分証明書の写し（運転免許証等） ●申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。） ●災害廃棄物収集運搬等に関する委任状（様式第5号）及び受任者の身分証明書の写し ※所有者以外の方が所有者を代理して申請する場合 ●その他市長が必要と認める書類 <p>※申請の受付後、市が被災状況を確認し、倒壊したブロック塀等及び危険性のあるものについて収集をします。被災等の程度により、市が行う収集運搬事業に該当しない場合があります。 ※職員が被災状況を確認する際、申請者が不在の場合でも、状況によっては敷地内に立ち入って確認する場合があります。</p>																		
既に撤去した方 (費用償還)	<p>【申請受付から費用償還までの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書類の審査後、市が申請のあったブロック塀等が撤去されていることを確認します。 (2) 市設定基準に基づき償還額を算出し、「災害廃棄物収集運搬等費用償還に関する決定通知書」を通知します。 (3) 「災害廃棄物収集運搬等費用償還に関する償還金請求書」の提出をもって、申請者の口座へ償還金を振込します。 <ul style="list-style-type: none"> ●災害廃棄物収集運搬等費用償還申請書（様式第1号） ●配置図（様式第3号） ●収集運搬等に要した費用の内訳がわかる契約書または見積書等の写し ●収集運搬等に要した費用に関する領収書の写し ●収集運搬等に係る写真（施工前、施工中、施工後にそれぞれ撮影したもの） ●収集運搬等に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し ●償還金の振込先がわかるもの（通帳の写し等） ●申請者の身分証明書の写し（運転免許証等） ●申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。） ●災害廃棄物収集運搬等に関する委任状（様式第4号）及び受任者の身分証明書の写し ※申請を費用負担者以外の者が代理して行う場合 ●その他市長が必要と認める書類 ●罹災証明書の確認をいたしますので、申請がお済みでない方は事前に罹災証明書発行の申請をしてください。 <p>※領収書や産業廃棄物管理票等、必要書類が申請期間内にそろわない場合は、提出できる書類のみ添付して申請してください。</p>																		
申請期間	令和4年3月29日(火曜日)～令和4年4月22日(金曜日) 午前9時～午後4時30分																		
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 525-3744																		

制度の名称	9. 被災家屋等の解体事業（公費解体）																		
支援の種類	災害廃棄物処理事業																		
制度の内容	<p>令和4年3月16日福島県沖を震源とした地震により被災した個人及び中小企業者等が所有する家屋等について、生活環境上の保全及び二次災害の防止を図るため、所有者からの申請に基づき、市が解体処理を実施いたします。</p> <p>※「解体」とは、家屋ごとにその全部を取り壊すことをいい、改修工事等で家屋等の一部を取り壊すことは対象としません。</p> <p>●対象範囲</p> <p>(1) 「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」（準半壊を除く）と判定された家屋等となります。</p> <p>①「家屋等」とは、個人や中小企業等が所有する住宅、分譲又は賃貸マンション、アパート、店舗等をいいます。</p> <p>②「中小企業者等」とは、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者及びこれに準じた公益法人等をいいます。</p> <p>③工作物等については次の事項にご留意ください。</p> <p>(7)原則として、擁壁や土留めは対象としません。</p> <p>(4)擁壁や土留めは、解体等の実施時に危険であると判断できる場合は、解体等の実施前に申請者自身が復旧工事を施工することが必要になります。</p> <p>④家財道具などの搬出は行いませんので、解体作業前に申請者が搬出してください。</p> <p>⑤自然石や土壁の土（藁・竹等を除いたもの）は処分の対象となりません。</p> <p>●申請があった内容については、後日、現地調査等を実施いたしますが、状況等によっては、市が行う解体処理事業に該当しない場合があります。</p>																		
活用できる方	<p>(1) 原則、建物登記簿の登記名義人を所有者（申請者）とします。</p> <p>※発災時（令和4年3月16日）の所有者が対象となります。発災後に所有権を移転した家屋等は対象となりません。</p> <p>(2) 未登記の場合、固定資産所有証明により所有者の確認が必要となります。</p> <p>(3) 中小企業者について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>その他産業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
区分	資本金	従業員数																	
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	
小売業	5千万円以下	50人以下																	
その他産業	3億円以下	300人以下																	
必要書類	<p>(1)配布について 市ホームページからダウンロードができます。 申請書類等はごみ減量推進課及び各支所・出張所の窓口に備えております。</p> <p>(2)持参するもの</p> <p>①被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書（様式第1号） 申請書は実印で押印が必要となります（実印）</p> <p>②り災証明書の写し（家屋等の被害認定結果が記載されているもの）</p> <p>③建物配置図（様式第3号）</p> <p>④被災家屋等の状況写真（様式第4号）</p> <p>⑤被災家屋等の登記事項全部事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。有料） ※未登記の場合は、固定資産課税台帳登録事項証明書（所有）（り災証明書の提示により、市民税課及び各支所等で無料で取得できます。所有者以外の申請時は、委任状が必要となりますので市民税課及び各支所等の窓口にご確認ください。）</p> <p>⑥所有者の印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。）※り災証明書の提示により、市民税及び各支所等で無料で取得できます。</p> <p>⑦所有者の身分証明書の写し（運転免許証等）</p> <p>⑧被災家屋等において、共有名義人、相続権者、抵当権者などの権利関係者がいる場合は、権利関係者全員の被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（様式第5号及び様式第6号）及び権利関係者全員の印鑑登録証明書（金融機関を除く。申請者または権利関係者本人のり災証明書の写しの提示により、市民税及び各支所等で無料で取得できます。）</p> <p>⑨相続登記をしていない場合は、相続関係図、遺産分割協議書等相続を証明する書類</p> <p>⑩所有者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。）及び従業員数等証明書（様式第10号）</p> <p>⑪足場を設置する等解体等の作業に隣接地の承諾が必要な場合は、被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（隣接地権者等）（様式第7号）</p> <p>⑫その他市長が必要と認める書類</p> <p>※所有者以外の方が所有者を代理して申請する場合は、被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状（様式第8号）及び、受任者の身分証明書の写し（運転免許証等）が必要となります。</p> <p>※所有者の確認ができない場合、同意書等の必要書類の提出が無い場合には、受付できない場合もあります。</p>																		
申請期間	<p>(1)受付期間 令和4年4月20日（水）～ 令和4年8月26日（金）※予約制 平日のみ</p> <p>(2)受付時間 午前9時～午後4時30分</p> <p>(3)受付場所 福島市役所5階 ごみ減量推進課窓口</p> <p>※窓口の混雑を避け感染症対策をして予約制で受け付けます。申請・相談日を事前に予約のうえお越しください。予約は福島市ホームページ内、オンライン申請または電話にてお願いします。</p> <p>※予約なしで来庁された場合は混雑状況により、お待たせする場合があります。</p> <p>※郵送での申請は受付できません。</p>																		
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 525-3744																		

制度の名称	10. 被災家屋等の解体事業（すでに自費で解体処理を行った方・行方）																		
支援の種類	災害廃棄物処理事業																		
制度の内容	<p>令和4年3月16日福島県沖を震源とした地震により被災した個人及び中小企業者等が所有する家屋等について、生活環境上の保全及び二次災害の防止を図るため、所有者からの申請に基づき、解体処理を実施した費用償還をいたします。</p> <p>※「解体」とは、家屋ごとにその全部を取り壊すことをいい、改修工事等で家屋等の一部を取り壊すことは対象としません。</p> <p>(1)令和4年3月17日以降、令和4年6月30日までに施工業者と解体撤去の契約をした方が対象となります。</p> <p>※令和4年7月1日以降は市による解体処理へ申請くださるようお願いいたします。</p> <p>(2)令和4年12月31日までに完了する工事が対象となります。</p> <p>(3)市設定基準額の範囲内で、費用の償還を行いません。</p> <p>※家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象となりません。</p> <p>●対象範囲</p> <p>(1)「災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」（準半壊を除く）と判定された家屋等となります。</p> <p>①「家屋等」とは、個人や中小企業等が所有する住宅、分譲又は賃貸マンション、アパート、店舗等をいいます。</p> <p>②「中小企業者等」とは、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者及びこれに準じた公益法人等をいいます。</p> <p>③工作物等については次の事項にご留意ください。</p> <p>(ア)原則として、擁壁や土留めは対象としません。</p> <p>(イ)擁壁や土留めは、解体等の実施時に危険であると判断できる場合は、解体等の実施前に申請者自身が復旧工事を施工することが必要になります。</p> <p>④家財道具などの搬出費用は対象となりません。</p> <p>⑤自然石や土壁の土（藁・竹等を除いたもの）は処分の対象となりません。</p>																		
活用できる方	<p>(1) 原則、建物登記簿の登記名義人を所有者（申請者）とします。</p> <p>※発災時（令和4年3月16日）の所有者が対象となります。発災後に所有権を移転した家屋等は対象となりません。</p> <p>(2) 未登記の場合、固定資産所有証明により所有者の確認が必要となります。</p> <p>(3) 中小企業者について</p> <table border="1" data-bbox="403 891 957 1030"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>その他産業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
区分	資本金	従業員数																	
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	
小売業	5千万円以下	50人以下																	
その他産業	3億円以下	300人以下																	
必要書類	<p>(1)配布について 市ホームページからダウンロードができます。 申請書類等はごみ減量推進課及び各支所・出張所の窓口に備えております。</p> <p>(2)必要書類</p> <p>①被災家屋等の解体等費用償還申請書（様式第1号）</p> <p>②災証明書の写し</p> <p>③建物配置図（様式第3号）</p> <p>④被災家屋等の登記事項全部事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。有料）</p> <p>※未登記の場合は、固定資産課税台帳登録事項証明書（所有）（災証明書の提示により、市民税課及び各支所等で無料で取得できます。所有者以外の申請時は、委任状が必要となりますので市民税課及び各支所等の窓口にご確認ください。）</p> <p>⑤解体等に係る業者による見積書の写し</p> <p>⑥解体等に係る契約書の写し</p> <p>⑦解体等に要した費用に関する領収書の写し</p> <p>⑧解体等に要した費用の内訳がわかる書類の写し</p> <p>⑨解体等に係る写真（施工前、施工中、施工後にそれぞれ撮影したもの）</p> <p>⑩解体等に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し</p> <p>⑪業者が作成した解体等した被災家屋等の解体証明書</p> <p>⑫償還金の振込先がわかるもの（通帳の写し等）</p> <p>⑬申請者の身分証明書の写し（運転免許証等）</p> <p>⑭所有者の印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。）※災証明書の提示により、市民税課及び各支所等で無料で取得できます。</p> <p>⑮被災家屋等において、共有名義人、相続権者、抵当権者などの権利関係者がいる場合は、権利関係者全員の被災家屋等の解体等費用償還に関する同意書（様式第4号）及び権利関係者全員の印鑑登録証明書（金融機関を除く。申請者または権利関係者本人の災証明書の写しの提示により、市民税課及び各支所等で無料で取得できます。）</p> <p>⑯相続登記をしていない場合は、相続関係図、遺産分割協議書等相続を証明する書類</p> <p>⑰被災家屋等の解体等費用償還に関する誓約書（様式第5号）</p> <p>⑱申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。）及び従業員数等証明書（様式第11号）</p> <p>⑲その他市長が必要と認める書類</p> <p>※申請を費用負担者以外の者が代理して行う場合は、被災家屋等の解体等費用償還に関する委任状（様式第6号）及び、受任者の身分証明書の写し（運転免許証等）が必要になります。</p>																		
申請期間	<p>(1)受付期間 令和4年4月20日（水）～ 令和4年8月26日（金）※予約制 平日のみ</p> <p>(2)受付時間 午前9時～午後4時30分</p> <p>(3)受付場所 福島市役所5階 ごみ減量推進課窓口</p> <p>※窓口の混雑を避け感染症対策をして予約制で受け付けます。申請・相談日を事前に予約のうえお越しください。予約は福島市ホームページ内、オンライン申請または電話にてお願いします。</p> <p>※予約なしで来庁された場合は混雑状況により、お待たせする場合があります。</p> <p>※郵送での申請は受付できません。</p>																		
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 525-3744																		

制度の名称	11. 住宅の屋根改修助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>地震により、住宅の瓦屋根が破損した世帯に対し、破損した瓦を含む屋根全体を「瓦の緊結方法の新基準※」に適合させる改修、または破損した瓦屋根を金属屋根等に改修する工事を行う場合にその改修費の一部を補助します。 ※全ての瓦をくぎ等で緊結するなどの基準</p> <p>【要件】 以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 瓦葺の屋根全体を「瓦の緊結方法の新基準」に適合した改修とすること 2. 瓦葺の屋根全体を金属屋根等に改修すること <p>【補助額】 補助対象経費の23%（補助金上限額55万2,000円） ※補助の対象となる経費は、対象工事に係る屋根面積（平方メートル）に24,000円を乗じた額又は2,400,000円のいずれか低い額を限度とする。</p>
活用できる方	<p>以下のすべてを満たす方が対象です。（賃貸借物件は対象外）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地震により屋根瓦が破損した住宅の所有者で、り災証明が一部損壊以上の方 2. 市税などの滞納がない方 <p>※地震により破損したものであれば、損害の程度は問いません。</p> <p>※住宅の応急修理制度と本制度の両方を活用することは可能ですが、改修箇所は、別にする必要があります。（例えば、外壁を応急修理で修理し、屋根を本制度で改修することは可能）</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金交付申請書 2. り災証明書※提示で可 3. 施工前写真（屋根瓦の被害状況がわかるもの） 4. 対象工事に係る経費の内訳が分かる見積書の写し 5. 改修する部分の面積が分かる図面等 6. 市税の完納証明書（市役所2階市民税課で取得できます。各支所ではお取り扱いしていません。） 7. その他市長が必要とする書類
申込期限	令和4年4月21日より当面の間
募集戸数	40戸程度
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎直通024-525-3734 代表024-535-1111（内線4173）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制度の名称	12. 一部損壊住宅修理支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>令和4年福島県沖地震により、住宅が「一部損壊」した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の一部を定額で補助します。</p> <p>【要件】以下のすべての要件を満たす方（世帯）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地震により被害を受けた住宅に居住し、り災証明が「一部損壊」の方 ※現地調査を行わない「一部損壊」のり災証明書でも構いません。 2. 自らの資力（資金）では修理できない方 3. 日常生活に必要な部分の修繕工事に20万円以上（消費税込み）要した方 <p>【補助額】20万円以上（消費税込み）の修繕工事をした場合、定額10万円を補助します。</p>
活用できる方	<p>基本部分（屋根など）、開口部（ドアなど）、配管・配線（上下水道など）、衛生設備（トイレなど）といった日常生活に必要な部分に損壊を受け、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所となります。</p> <p>※原則内装に関するものや家電製品の修理・交換は補助の対象外です。</p>
必要書類	<p>以下の必要書類をそろえて住宅政策課窓口にお越しく下さい。（郵送での提出可）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金支給申請書※ (2) り災証明書（コピーで可） (3) 見積書（請求書）と領収書（修繕工事の内容及び実施したことが確認できること） (4) 資力に関する申出書※ (5) 施工前・施工中の写真（添付が難しい場合は、施工内容証明書※）、施工後の写真 <p>※の書類は、ホームページのほか、本庁6階住宅政策課、各支所及び茂庭出張所でも配布しております。</p>
申込期限	令和5年2月28日まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎直通024-525-3734 代表024-535-1111（内線4173）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分</p>


制度の名称	13. 住宅の応急修理
支援の種類	現物支給
制度の内容	<p>●地震により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊し、自ら修理する資力のない世帯（大規模半壊の場合、資力を問いません）に対して、被災した住宅の屋根・外壁・基礎等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する応急修理制度の受付を行っています。詳しくは、お問い合わせください。</p> <p>【応急修理の限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準半壊の場合：30万円（税込）以内 ・ 半壊、中規模半壊、大規模半壊又は全壊の場合：59万5千円（税込）以内 <p>※修理できる範囲等について、いくつかの条件があります。 （例）内装に関するものや仕様が変わるものは、原則として対象外となります。</p> <p>【応急修理の方法】</p> <p>市が建築事業者等に応急修理工事を依頼します。工事代金は、限度額の範囲内で市が事業者 者に直接支払いますので、申込者は支払わないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理を行う建築事業者等（工務店など）は、原則として申込者に市の指定業者リストから選定していただきますが、リスト以外の事業者にも施工してもらうことも可能ですので、詳しくはお問い合わせください。
活用できる方	<p>●次の要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震により住宅が準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた方で、自らの資力では応急修理をすることができない方 ・ 地震により住宅が大規模半壊の被害を受けた方 <p>※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。</p> <p>※借家等の所有者は、通常その所有者が修理を行うこととなっております。しかしながら、自らの資力をもって応急修理ができず、居住者の資力をもってしても修理ができない場合はご相談ください（所有者の所得、地震保険適用の有無、預貯金がない等、資力の確認について要件があります）。</p>
必要書類	<p>①住宅の応急修理申込書（様式第1号）</p> <p>②り災証明書 ※掲示で可</p> <p>③住民票（世帯全員が記載されたもの）</p> <p>④施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真</p> <p>⑤修理見積書（様式第3号）</p> <p>※後日、提出可だが、工事決定までに必要 ※修理見積書は必ず所定の様式（様式第3号）にて作成してください。</p> <p>⑥資力に関する申出書（様式第2号） ※大規模半壊の場合は不要</p> <p>⑦その他市長が必要と認める書類</p> <p>※世帯主以外の方（ご家族等）が申込みをする場合は、印鑑をご持参ください（認印可）。</p> <p>※②、③の交付は無料です。住民票を申請される際は、り災証明書をご提示いただき、窓口へ応急修理制度で使用することをお伝えください。（コンビニ交付は有料）</p>
申込期限	令和4年9月30日まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎024-525-3757 代表024-535-1111（内線4173） 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制度の名称	14. 市営住宅への仮入居
支援の種類	住宅支援
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●お住いの住宅が、罹災した場合、市営住宅に家賃減免の上、仮入居いただけます。 ●3カ月の期間を限度としますが、更新により3カ月ごと、最長9カ月の延長が可能です。 <p>※照明、ガスコンロ、浴槽等各種設備はありません。</p> <p>※光熱水費は、入居者の負担です。</p> <p>※動物類の飼育はできません。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の区域内に存する、罹災した住宅に居住していた方で、一時的な居住場所の確保が困難な方。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書（罹災証明書発行支援データベース閲覧の同意があれば添付不要） ・世帯全員の住民票（発行手数料は無料） ※コンビニ交付は有料 <p>※罹災証明書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の判定：半壊以上 ・罹災証明書が発行されるまでの期間においては、引き続き居住することが困難であることを写真等により判断させていただきます。
申請期間	令和5年3月15日（水）まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎024-525-3757</p> <p>代表024-535-1111（内線4174～4176）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制度の名称	15. 市県民税（所得税） 雑損控除
支援の種類	令和5年度市県民税（令和4年分所得税）の所得控除
制度の内容	<p>【令和5年度市県民税（令和4年分所得税）の所得控除】 納税義務者または生計を一にする配偶者およびその他の親族（被災した年分の総所得金額等の合計額が48万円以下の人を対象）の有する生活用資産および業務用資産について災害等で損害を受けた場合は、雑損控除（※下記の計算式で算出した金額）として所得金額から差し引くことができます。</p> <p>※【雑損控除額】 次の①と②のいずれか多い方の金額 ①＝（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②＝（損害金額－保険金などで補てんされる金額）のうち災害関連支出の金額－5万円 雑損控除の対象となる年分は、被災した年である令和4年の1年分です。 雑損控除を受けるには、申告が必要です。 （所得税がかかる方や還付になる方は、所得税確定申告。それ以外の方で市県民税がかかる方は、市県民税申告。）</p> <p>【ご注意ください！！】 所得税の場合は、災害減免法の規定により減免を受けるか雑損控除を受けるかどちらかを納税者が選択することになっています。 （詳しくは福島税務署 Tel：024-534-3121 にお問い合わせ下さい。）</p>
活用できる方	納税義務者または生計を一にする配偶者およびその他の親族（被災した年分の総所得金額等の合計額が48万円以下の人を対象）の有する生活用資産および業務用資産について災害等で損害を受けた場合で、令和5年度市県民税（令和4年分所得税）がかかる方
必要書類	罹災証明書ほか損害額確認のための書類
申請期間	令和5年度市県民税（令和4年分所得税）は、令和5年に行われる申告期間中に各申告会場へ。
お問い合わせ先	市県民税は、 市民税課 市民税第二係 Tel：024-525-3792 市民税第三係 Tel：024-525-3712 市民税第一係 Tel：024-525-3791 所得税については、福島税務署 Tel：024-534-3121

制度の名称	16. 個人市・県民税の減免																										
支援の種類	市税等の減免																										
制度の内容 活用できる方	<p>■災害により被害を受けられた方の税負担を軽減するための、個人市・県民税の減免</p> <p>●減免対象となる期別</p> <table border="1"> <tr> <th>徴収方法</th> <th>対象となる期別</th> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>令和3年度：随時課税のうち令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分 （詳細はお問い合わせください） 令和4年度：全期</td> </tr> <tr> <td>給与特別徴収</td> <td>令和3年度：令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分（3, 4, 5月特別徴収分） 令和4年度：全期</td> </tr> <tr> <td>年金特別徴収</td> <td>令和4年度：全期</td> </tr> </table> <p>●減免対象となる方</p> <p>1 納税義務者が、下記のいずれにも該当することとなった場合</p> <p>(1) 災害により、所有かつ居住する住宅または家財の損害額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く）が、その住宅または家財の価格の10分の2（半壊）以上</p> <p>(2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下である方 ※令和3年度減免…令和2年1月1日～12月31日の所得 ※令和4年度減免…令和3年1月1日～12月31日の所得</p> <p>(3) 所得区分及び減免の割合は下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>住宅・家財の損害の程度が 10分の5以上のとき</th> <th>住宅・家財の損害の程度が 10分の2以上10分の5未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>4分の1</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害により納税義務者が死亡、または障がい者となったとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡または障がい者</td> <td>全部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※障がい者で職場復帰後において、事実発生前の状態にある者は除く</p> <p>●減免申請に関する注意事項</p> <p>勸奨通知を令和4年9月9日に発送しました。減免申請書と返信用封筒が同封されています。 【勸奨通知は、居住する家屋が半壊以上の判定となった福島市発行の罹災証明書の申請者の方へ送付しています。】</p> <p>勸奨通知を紛失した場合や届かない場合には、市民税課市民税第一係までご連絡ください。 市役所ホームページから申請書をダウンロードすることも可能です。 ホーム→震災関連・安全→令和4年3月16日発生福島県沖地震関連情報→各種支援情報 →市県民税・国民健康保険税・介護保険料・固定資産税・都市計画税の減免制度について https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaigo-s/kenko/fukushi/kaiyohoken/jishingenmen-r4.html</p> <p>※減免申請を提出いただいた場合も、減免承認による税額変更通知が届く前に、納期が到来する税額については納付をお願いいたします。減免が承認され、納付いただいた税額まで減額に該当した場合は、納付金額と減免後の期別額との差額について還付となるため、別途還付のお知らせが送付されます。（他の市税に未納がある場合を除く）なお、納期到来後に納付がない場合は督促状が発送されますのでご了承ください。また、未納額によっては延滞金が発生する場合があります。 「一部損壊」・「準半壊」である場合は減免の対象外となりますので、あらかじめご承知おきください。</p> <p>※減免申請につきましては、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いします。</p>	徴収方法	対象となる期別	普通徴収	令和3年度：随時課税のうち令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分 （詳細はお問い合わせください） 令和4年度：全期	給与特別徴収	令和3年度：令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分（3, 4, 5月特別徴収分） 令和4年度：全期	年金特別徴収	令和4年度：全期	合計所得金額	減免の割合		住宅・家財の損害の程度が 10分の5以上のとき	住宅・家財の損害の程度が 10分の2以上10分の5未満	500万円以下であるとき	全部	2分の1	500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1	750万円を超えるとき	4分の1	8分の1	状態	減免の割合	死亡または障がい者	全部
徴収方法	対象となる期別																										
普通徴収	令和3年度：随時課税のうち令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分 （詳細はお問い合わせください） 令和4年度：全期																										
給与特別徴収	令和3年度：令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分（3, 4, 5月特別徴収分） 令和4年度：全期																										
年金特別徴収	令和4年度：全期																										
合計所得金額	減免の割合																										
	住宅・家財の損害の程度が 10分の5以上のとき	住宅・家財の損害の程度が 10分の2以上10分の5未満																									
500万円以下であるとき	全部	2分の1																									
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1																									
750万円を超えるとき	4分の1	8分の1																									
状態	減免の割合																										
死亡または障がい者	全部																										
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 減免申請書 罹災証明書（他市町村の証明書をお持ちの方のみ。福島市発行の証明書は添付不要。） 損害補てんが確認できる証明書等 																										
申請期間	令和5年3月31日まで																										
お問い合わせ先	市民税課 市民税第一係 電話 024-525-3791																										

制度の名称	17. 固定資産税・都市計画税の減免																												
支援の種類	市税等の減免																												
制度の内容 活用できる方	<p>◆災害により被害を受けられた方の税負担を軽減するための、固定資産税・都市計画税の減免</p> <p>●減免対象となる期別 令和4年度課税分（全期）</p> <p>●減免の内容 次の表の損害程度に基づき被害対象物件を減免</p> <p>①家屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>半壊（中規模半壊を含む）</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>②土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>③償却資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が8/10以上であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免申請に関する注意事項 ※減免承認による税額変更通知が届く前に納期が到来する税額については納付をお願いします。 減免が承認され納付いただいた税額まで減額に該当した場合は、納付金額と減免後の期別額との差額について還付となるため、別途還付のお知らせが送付されます（他の市税に未納がある場合を除く）。 なお、納期到来後に納付がない場合は督促状が発送されますのでご了承ください。 また、未納額によっては延滞金が発生する場合があります。</p>	損害の程度	減免割合	全壊	全部	大規模半壊	6/10	半壊（中規模半壊を含む）	4/10	損害の程度	減免割合	被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部	被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10	被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10	被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10	損害の程度	減免割合	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が8/10以上であるとき	全部	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が6/10以上8/10未満であるとき	8/10	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が4/10以上6/10未満であるとき	6/10	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が2/10以上4/10未満であるとき	4/10
損害の程度	減免割合																												
全壊	全部																												
大規模半壊	6/10																												
半壊（中規模半壊を含む）	4/10																												
損害の程度	減免割合																												
被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部																												
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10																												
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10																												
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10																												
損害の程度	減免割合																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が8/10以上であるとき	全部																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が6/10以上8/10未満であるとき	8/10																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が4/10以上6/10未満であるとき	6/10																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が2/10以上4/10未満であるとき	4/10																												
必要書類	<p>【家屋・土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月16日福島県沖地震に係る固定資産税等減免申請書 <p>【償却資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月16日福島県沖地震に係る固定資産税等減免申請書（償却資産用） 別紙 令和4年3月16日福島県沖地震に係る被災資産明細書 修理前の場合は見積書の写し、修理後の場合は請求書の写し 																												
手続き方法	<p>【家屋】</p> <p>罹災証明書で半壊以上の被害認定がされた家屋所有者宛てに減免申請書を令和4年9月上旬から順次お送りしておりますので資産税課にご提出ください。 減免申請書を紛失した場合や10月末までに届かない場合には、資産税課家屋係までご連絡ください。</p> <p>【土地・償却資産】</p> <p>申請書その他必要書類を資産税課にご提出ください。 詳細については、お問い合わせください。</p> <p>※福島市役所ホームページから申請書をダウンロードすることも可能です。</p>																												
申請期間	令和5年3月31日（金）まで																												
お問い合わせ先	<p>資産税課 家屋係 電話 024-525-3716</p> <p>資産税課 土地係 電話 024-525-3715</p> <p>資産税課 償却資産係 電話 024-525-3730</p>																												

制度の名称	18. 国民健康保険税の減免												
支援の種類	国民健康保険税の減免												
制度の内容	<p>■災害により被害を受けられた方の税負担を軽減するための、国民健康保険税の減免</p> <p>●減免対象となる期別</p> <table border="1" data-bbox="363 304 1265 488"> <thead> <tr> <th>徴収方法</th> <th>対象となる期別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>令和3年度：随時課税のうち令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分（詳細はお問い合わせください） 令和4年度：1～8期</td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>令和4年度：令和4年4月～12月徴収分、令和5年2月徴収分</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の内容</p> <p>①主たる生計維持者が居住する住宅の損壊が半壊以上の場合次の表の割合に基づき減免</p> <table border="1" data-bbox="363 607 1145 730"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>減免対象となる納期分の 全部</td> </tr> <tr> <td>半壊、中規模半壊又は大規模半壊</td> <td>減免対象となる納期分の 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅の被害判定区分については罹災証明の判定結果を基に判断いたします。</p> <p>②主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、または行方不明になったとき・・・減免対象となる納期分の全部を減免</p> <p>※主たる生計維持者以外の方が行方不明となった場合はお問い合わせください。</p> <p>●減免申請に関する注意事項</p> <p>勸奨通知を令和4年9月9日に発送しました。減免申請書と返信用封筒が同封されます。 【勸奨通知は、居住する家屋が半壊以上の判定となった福島市発行の罹災証明書の申請者の方へ送付しています。】</p> <p>勸奨通知を紛失した場合や届かない場合には、国保年金課国保資格係までご連絡ください。 市役所ホームページから申請書をダウンロードすることも可能です。 ホーム→震災関連・安全→令和4年3月16日発生 福島県沖地震関連情報→各種支援情報→市県民税・国民健康保険税・介護保険料・固定資産税・都市計画税の減免制度について https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaigo-s/kenko/fukushi/kaigohoken/jishingenmen-r4.html</p>  <p>※減免申請を提出いただいた場合も、減免承認による税額変更通知が届く前に、納期が到来する税額については納付をお願いいたします。減免が承認され納付いただいた税額まで減額に該当した場合は、納付金額と減免後の期別額との差額について還付となるため、別途還付のお知らせが送付されます。（他の市税に未納がある場合を除く）なお、納期到来後に納付がない場合は督促状が発送されますのでご了承ください。また、未納額によっては延滞金が発生する場合があります。 「一部損壊」・「準半壊」である場合は減免の対象外となりますので、あらかじめご承知おきください。</p> <p>※減免申請につきましては、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いします。</p>	徴収方法	対象となる期別	普通徴収	令和3年度：随時課税のうち令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分（詳細はお問い合わせください） 令和4年度：1～8期	特別徴収	令和4年度：令和4年4月～12月徴収分、令和5年2月徴収分	損害の程度	減免の割合	全壊	減免対象となる納期分の 全部	半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2
徴収方法	対象となる期別												
普通徴収	令和3年度：随時課税のうち令和4年3月16日（地震発生日）以降の納期分（詳細はお問い合わせください） 令和4年度：1～8期												
特別徴収	令和4年度：令和4年4月～12月徴収分、令和5年2月徴収分												
損害の程度	減免の割合												
全壊	減免対象となる納期分の 全部												
半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2												
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・罹災証明書（他市町村の証明書をお持ちの方のみ。福島市発行の証明書は添付不要。） 												
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日まで 												
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課国保資格係（市役所本庁舎1階 TEL024-525-3735） 												

制度の名称	19. 国民健康保険加入者の窓口一部負担金の減免（還付）
支援の種類	減免
制度の内容	<p>●医療費の窓口一部負担金の減免（柔道整復・入院時の食事療養費等は対象外）</p> <p>【対象者】 福島市国民健康保険に加入する世帯の世帯主で、次の事項に該当したことにより、その生活が著しく困難となったかた。 （対象事項） ○住家に半壊以上の損害があった場合（罹災証明書の判定結果による）</p> <p>【対象となる一部負担金】 ・令和4年3月16日から令和4年6月15日までに医療機関を受診した際に支払った一部負担金（保険対象金額） ※柔道整復（接骨院等）、はり・きゅう、あんまマッサージ、入院時食事療養費、入院時生活療養費等は対象となりません。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民健康保険一部負担金等還付申請書（令和4年福島県沖の福島・宮城地震）」 ※申請書の書き方については、別添の「記入例」をご参照ください。 ・医療機関等に支払った領収書（原本）、または、支払証明書 ・世帯主の口座が確認できるもの（通帳等） ・世帯主のはんこ ※世帯主のはんこは、世帯主以外の口座へ振り込みを希望する場合及び申請事項を訂正する場合に必要です。
手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課総務給付係窓口にて「国民健康保険一部負担金還付申請書」等の必要書類を提出してください。
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 総務給付係 （市役所本庁舎1階 電話024-525-3773）

制 度 の 名 称	20. 国民年金保険料免除								
支 援 の 種 類	免除								
制 度 の 内 容	<p>●災害等で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の納付が困難な場合は、保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。</p> <p>●対象者、免除の程度、申請要件、対象期間</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者</td> </tr> <tr> <td>免除の程度</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>申請要件</td> <td>被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和4年2月分から令和6年6月分まで。 ただし、令和4年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。 ※災害を理由とした免除は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間となります。よって、令和4年福島県沖地震における免除の対象期間は上記の期間となります。</td> </tr> </table> <p>●その他</p> <p><input type="checkbox"/>年金受給資格期間としては、老齢・障害・遺族厚生基礎年金の受給資格期間に入ります。</p> <p><input type="checkbox"/>老齢基礎年金額には、追納しないと年金額に反映されません。</p> <p><input type="checkbox"/>保険料が免除された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）により、保険料を納付した場合と同じとなります（2年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます）。</p>	対象者	住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者	免除の程度	全額	申請要件	被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。	対象期間	令和4年2月分から令和6年6月分まで。 ただし、令和4年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。 ※災害を理由とした免除は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間となります。よって、令和4年福島県沖地震における免除の対象期間は上記の期間となります。
対象者	住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者								
免除の程度	全額								
申請要件	被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。								
対象期間	令和4年2月分から令和6年6月分まで。 ただし、令和4年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。 ※災害を理由とした免除は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間となります。よって、令和4年福島県沖地震における免除の対象期間は上記の期間となります。								
活 用 で き る 方	●災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。								
必 要 書 類	<p>●国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p> <p>●国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ※被災状況届は、被災による損害状況（財産等におおむね2分の1以上の損害があること）を確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入してください。</p> <p>※被災状況届は下記「日本年金機構ホームページ」よりダウンロードができます。 https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.files/3.pdf</p> <p>●罹災証明書、または被害農林魚業者等と認定された被害認定書の写し ※罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は、被災状況届の提出は不要です。</p> <p>●保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し ※保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。</p>								
申 請 先 ・ お 問 い 合 わ せ 先	<p>●東北福島年金事務所 <☎024-535-0141（音声案内）> 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p> <p>●福島市役所国保年金課（本庁1階） <☎直通024-525-3738> 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>								

制 度 の 名 称	21. 介護保険料の減免												
支 援 の 種 類	介護保険料の減免												
制 度 の 内 容	<p>■災害により被害を受けられた方に対する介護保険料の減免</p> <p>●減免対象となる期別等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収方法</th> <th>減免対象となる期別等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>令和3年度：随時賦課のうち令和4年3月16日(地震発生日)以降の納期分（詳細はお問い合わせください） 令和4年度：第1期～第8期</td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>令和4年度：令和4年4, 6, 8, 10, 12月徴収分及び令和5年2月徴収分</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の内容</p> <p>(1)第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った場合又は行方不明となった場合 … 減免対象となる納期分の全部を減免</p> <p>(2)第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合、保険料額に次の表の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 壊</td> <td>減免対象となる納期分の 全部</td> </tr> <tr> <td>半壊、中規模半壊又は大規模半壊</td> <td>減免対象となる納期分の 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅の被害判定区分については罹災証明の判定結果を基に判断いたします。 ※一部損壊、準半壊は減免の対象外となります。</p> <p>●減免申請に関する注意事項</p> <p>減免申請の勸奨通知を令和4年9月上旬頃から順次送付する予定です。返信用封筒を同封しますので、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いいたします。勸奨通知は、居住する家屋が半壊以上の判定となった福島市発行の罹災証明書の申請者の方へ送付いたします。 なお、勸奨通知到着前に申請をご希望の場合は、市役所ホームページから申請書をダウンロードすることが可能です。</p> <p>減免額は、令和4年度の保険料額が確定してから算出いたします。令和4年度の保険料額確定前に申請をいただいても、納入通知書の発布後に減免申請の結果を送付することとなりますので、ご了承ください。</p> <p>減免申請書を提出いただいた場合も、減免承認による更正通知書が届くまでは、納期が到来する期別について納付をお願いいたします。減免承認により、納付いただいた期別まで減額となった場合は、納付金額と減免後の保険料額との差額分について還付となるため、別途還付通知を送付いたします。（別の市税等に未納がある場合を除く） なお、納期到来後に納付が確認できない場合は督促状が発送されますのでご了承ください。また、未納額によっては延滞金が発生する場合があります。</p>	徴収方法	減免対象となる期別等	普通徴収	令和3年度：随時賦課のうち令和4年3月16日(地震発生日)以降の納期分（詳細はお問い合わせください） 令和4年度：第1期～第8期	特別徴収	令和4年度：令和4年4, 6, 8, 10, 12月徴収分及び令和5年2月徴収分	損害の程度	減免の割合	全 壊	減免対象となる納期分の 全部	半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2
徴収方法	減免対象となる期別等												
普通徴収	令和3年度：随時賦課のうち令和4年3月16日(地震発生日)以降の納期分（詳細はお問い合わせください） 令和4年度：第1期～第8期												
特別徴収	令和4年度：令和4年4, 6, 8, 10, 12月徴収分及び令和5年2月徴収分												
損害の程度	減免の割合												
全 壊	減免対象となる納期分の 全部												
半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2												
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・罹災証明書（他市町村の証明書をお持ちの方のみ。福島市発行の証明書は添付不要。） 												
申 請 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日まで 												
お 問 い 合 わ せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課 介護資格係 （市役所本庁舎2階 電話024-525-6551） 												

制度の名称	22. 介護サービス利用料の減免								
支援の種類	減免								
制度の内容	<p>●令和4年3月16日の地震により居住地が準半壊以上の被災を受けた方の介護サービス利用料について、被災状況に応じて減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全 壊</th> <th>大規模または 中規模半壊</th> <th>半壊または 準半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス 利用時の給付率</td> <td>100% (自己負担なし)</td> <td>97% (自己負担3%)</td> <td>95% (自己負担5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※給付率は自己負担割合により異なります。(記載は1割の場合)</p>		全 壊	大規模または 中規模半壊	半壊または 準半壊	介護サービス 利用時の給付率	100% (自己負担なし)	97% (自己負担3%)	95% (自己負担5%)
	全 壊	大規模または 中規模半壊	半壊または 準半壊						
介護サービス 利用時の給付率	100% (自己負担なし)	97% (自己負担3%)	95% (自己負担5%)						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書により居住地が準半壊以上の被害を受けたことが確認できる方。 ※ただし、施設入所時の食事・居住費などは対象となりません。 								
手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課介護給付係窓口にて介護保険利用者負担額減額・免除申請書を提出 (来所時に手渡しまたは郵送での交付) ⇒罹災証明書の内容を確認後、減額・免除認定証を発行し本人宛て郵送します。 届いた減額・免除認定証を介護サービス事業所に提示してください。 								
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した日の属する月の初日から6カ月間 (令和4年3月1日から令和4年8月31日まで) 								
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課 介護給付係 (市役所本庁舎2階 電話024-525-6587) 								

制度の名称	23. 児童扶養手当の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<p>児童扶養手当は、手当額算定に所得制限がありますが、災害により住宅、家財等の財産について価格の2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を一時的に解除し、手当額が全部支給になる特例処置を受けられます。</p> <p>※ただし、翌年に災害を受けた年の所得を審査し制限限度額を上回った場合には、返還が必要となります。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当受給者（支給制限者） ●児童扶養手当新規認定請求者
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当受給者の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当被災状況書(窓口に備付の書類があります。) (2) 罹災証明書等の被災したことを証明するもの ●児童扶養手当新規認定請求者の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記(1)(2)の必要書類 (2) 新規認定請求に必要な書類(個々の事情により異なります。) <p>※非常災害に際して特に必要と認められる場合には、請求書に添付しなければならない書類を省略、または代替書類によって請求することもできます。</p>
申請期間	随時
お問い合わせ先	こども政策課子育て支援係 ☎024-525-3767

制 度 の 名 称	24. 母子父子寡婦福祉資金
支 援 の 種 類	貸付（融資）
制 度 の 内 容	<p>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</p> <p>貸付限度額 200万円以内※通常150万円が限度額のところ災害による場合は50万円を上乗せ貸付利率 連帯保証人がいる場合：無利子</p> <p>連帯保証人がいない場合：年1.0%</p> <p>●転宅のために必要な経費を貸し付けます。</p> <p>貸付限度額 26万円以内</p> <p>※申し込み手続きについては、事前審査の上、貸付けを決定します。 お振込みまで1～2か月を要します。詳しくは下記までお問合せいただきますようお願い申し上げます。</p>
活 用 で き る 方	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯
お 問 い 合 わ せ 先	福島市福祉事務所（こども家庭課こども家庭係） ☎024-525-3780 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分


制 度 の 名 称	25. 特別児童扶養手当等の特別措置
支 援 の 種 類	給付
制 度 の 内 容	<p>特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当は、手当額算定に所得制限がありますが、災害により住宅、家財等の財産について価格の2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を一時的に解除し、手当額が全部支給になる特例処置を受けられます。</p> <p>※ただし、翌年に災害を受けた年の所得を審査し制限限度額を上回った場合には、返還が必要となります。</p>
活 用 で き る 方	<ul style="list-style-type: none"> ●手当受給者（支給制限者） ●手当新規認定請求者
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ●手当受給者の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災状況書 (2) 罹災証明書等の被災したことを証明するもの ●手当新規認定請求者の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記(1) (2)の必要書類 (2) 新規認定請求に必要な書類（個々の事情により異なります。） <p>※非常災害に際して特に必要と認められる場合には、請求書に添付しなければならない書類を省略、または代替書類によって請求することもできます。</p>
申 請 期 間	随時
お 問 い 合 わ せ 先	障がい福祉課障がい給付係 ☎024-525-3796

制度の名称	26. 障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	災害により肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額が減免される場合があります。
活用できる方	市の定める特例給付の要件に該当する方（住宅の準半壊以上の被害を受けた方など）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額・免除申請書 ・受給者証 ・罹災証明書
申請期間	市が定める期間
お問い合わせ先	支給決定に関すること：障がい福祉課自立支援係 ☎024-525-3746 給付に関すること：障がい福祉課障がい給付係 ☎024-525-3796

制度の名称	27. 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	災害により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額が減免される場合があります。
活用できる方	市の定める特例給付の要件に該当する方（住宅の準半壊以上の被害を受けた方など）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額・免除申請書 ・受給者証 ・罹災証明書
申請期間	市が定める期間
お問い合わせ先	支給決定に関すること：障がい福祉課自立支援係 ☎024-525-3746 給付に関すること：障がい福祉課障がい給付係 ☎024-525-3796

制 度 の 名 称	28. 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置
支 援 の 種 類	減免
制 度 の 内 容	災害により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の利用者負担額が減免される場合があります
活 用 で き る 方	市の定める特例給付の要件に該当する方（住宅の準半壊以上の被害を受けた方など）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額・免除申請書 ・受給者証 ・罹災証明書
申 請 期 間	市が定める期間
お 問 い 合 わ せ 先	障がい福祉課障がい給付係 ☎024-525-3796

制度の名称	29. 高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	令和4年3月16日発生の地震により被災し、ももりんシルバーパスポート（高齢者無料乗車証）を紛失等された際には、無料で再交付いたします。
活用できる方	地震により家屋等が被災し、罹災証明書の発行を受けた方。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認証（保険証、運転免許証など） ・罹災証明書
申請期間	令和4年9月30日まで
お問い合わせ先	交通政策課交通政策係 ☎024-525-3762

制度の名称	30. 就学援助制度						
支援の種類	給付						
制度の内容	<p>●被災により就学が困難となった児童生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、学校給食費等を援助します。</p> <p>●就学援助の審査判定については、半壊以上の罹災判定を受けた場合、認定係数から0.1を緩和して取扱います。</p> <p>●支援の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護</td> <td>修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金</td> </tr> <tr> <td>準要保護</td> <td>学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校給食費</td> </tr> </tbody> </table> <p>●書類の提出先 通学している福島市内の国公立小中学校</p> <p>●手続に関する詳細は、福島市ホームページをご確認ください。 ※右記の二次元コードをスマートフォンで読み取ると 就学援助制度について、確認することができます。</p> 	区分	支援の内容	要保護	修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金	準要保護	学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校給食費
区分	支援の内容						
要保護	修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金						
準要保護	学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校給食費						
活用できる方	<p>次の事項にすべて該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福島市内に居住している方 ●福島市内の国公立小中学校に通学している児童生徒の保護者 ●被災により半壊以上の罹災判定を受けた方 						
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●就学援助受給申請書（各校に備付けあり、福島市ホームページからダウンロード） ●罹災証明書（写し可） 						
申請期間	令和4年度認定分の申請：随時受付						
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ●通学している福島市内の国公立小中学校 ●就学に必要な学用品費等について 福島市教育委員会学校教育課 ☎024-525-3782 ●学校給食費について 福島市教育委員会教育施設管理課 ☎024-525-3706 						

制 度 の 名 称	31. 被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用料負担軽減補助金
支 援 の 種 類	給付
制 度 の 内 容	<p>災害により甚大な被害を受けたことによって被災家屋の片づけ等が必要となった場合に、一時預かり事業を利用する保護者を支援します。</p> <p>なお、対象期間は令和4年3月31日（木）の利用までです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明がお手元にある場合（減免で利用） 一時預かり利用時に罹災証明を提示いただくと、無料で利用できます。 ●罹災証明がお手元にない場合（補助金で交付） 一時預かり利用時にいったん、利用料をお支払いいただき、後日、福島市幼稚園・保育課に補助金の申請と請求を行ってください。 一時預かり事業の利用料の補助金を交付します。 <p>※実施予定のため、詳細は変更となる場合があります。</p>
活 用 で き る 方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住している家屋が被害を受けたことにより、罹災証明において「半壊」以上の損害が認定された方。 ●お子さんが認可保育施設に入所しておらず、被災した家屋の片づけ等のために、一時預かり事業を利用した方。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ●当該補助事業に係る補助金交付申請書兼請求書（補助金の交付を受ける場合） ●罹災証明書の写し ※半壊以上 ●一時預かり事業の利用料を支払ったことを証する領収書の写し（補助金の交付を受ける場合） ●その他
申 請 期 間	罹災証明書が発行されてから30日以内に申請してください。（補助金の交付を受ける場合）
お 問 い 合 わ せ 先	<p>福島市幼稚園・保育課 幼保給付係</p> <p>Tel024-573-2021</p> <p>〒960-8002 福島市森合町10-1 保健福祉センター2階</p>

制 度 の 名 称	32. 被災保護者の一時預かり事業利用に係る利用者負担金減免
支 援 の 種 類	減免
制 度 の 内 容	<p>災害により甚大な被害を受けたことによって被災家屋の片づけ等が必要となった場合に、福島市立東浜保育所の一時預かり事業を利用する際の利用者負担金を全額減免します。</p> <p>東浜保育所の一時預かり利用時に、いったん利用者負担金をお支払いいただき、後日福島市幼稚園・保育課に減免申請書を提出してください。</p> <p>対象期間は令和4年3月31日（木）までです。</p>
活 用 で き る 方	<p>以下のいずれにも該当する方</p> <p>○災害により居住している家屋が被害を受けたことにより、罹災証明において「半壊」以上の損害が認定された方</p> <p>○お子さんが認可保育施設等に入所しておらず、被災した家屋の片づけ等のために、一時預かり事業を利用する方</p>
必 要 書 類	<p>○一時預かり利用者負担金減免申請書（様式第1号）</p> <p>○罹災証明書の写し（半壊以上）</p>
申 請 期 間	令和4年3月31日（木）まで
お 問 い 合 わ せ 先	<p>福島市幼稚園・保育課 幼保管理係</p> <p>TEL024-572-3418</p> <p>〒960-8002 福島市森合町10-1 保健福祉センター 2階</p>

制度の名称	33. 特別相談窓口（被災中小企業・小規模事業者及び農林漁業者対策）
支援の種類	相談
制度の内容	<p>●相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫福島支店 <ul style="list-style-type: none"> （中小企業事業） ☎024-522-9241 （国民生活事業） ☎0570-008503 （農林漁業者向） ☎024-521-3328 <p>※災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置 令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に関する相談窓口（日本政策金融公庫） URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/2022fukushima.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工組合中央金庫（福島支店） ☎024-526-1201 ・福島県信用保証協会 ☎024-526-2331 ・福島商工会議所 ☎024-536-5511 ・福島県商工会連合会 ☎024-525-3411 ・福島県中小企業団体中央会 ☎024-536-1261 ・福島県よろず支援拠点 ☎024-954-4161 ・全国商店街振興組合連合会 ☎03-3553-9300 ・中小企業基盤整備機構東北本部（企業支援課） ☎022-716-1751 ・東北経済産業局（中小企業課） ☎022-221-4922
活用できる方	被災中小企業・小規模事業者及び農林漁業者

制度の名称	34. 県の復興公営住宅の仮入居
支援の種類	住宅支援
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●お住いの住宅が被災した方へ、復興公営住宅を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・収入要件、同居親族要件は問いません。 ・福島市が交付したり災証明書の対象住宅に居住している方に限ります。 ●提供期間 3カ月 (被災した住宅の修繕、復旧状況により延長あり。ただし、最大でも地震発生日である令和4年3月16日から1年間まで) ●使用料等について <ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び駐車場の使用料は免除します。 ・光熱水費、共益費は、使用者の御負担となります。 ・退去する際の修繕に係る負担は免除します。 ただし、使用者の故意又は過失による毀損等は、原状回復費用を御負担いただきます。 ●提供する住宅 北沢又団地(平成28年度建築)ほか。 詳細は、県北建設事務所行政課へお問い合わせください。 なお、提供可能な住宅の数には限りがありますので、まずはお問い合わせください。 ●駐車場について <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の提供とあわせて1区画(1台分)を提供します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●お住いの住宅が被災(全壊、大規模半壊、半壊)し、継続的な居住が困難となった方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●募集申込み時 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等一時使用申込書・許可申請書(様式1) ・り災証明書(※) ・誓約書(様式2) <p>※提出できない場合は、様式1(県営住宅等一時使用申込書・許可申請書)の裏面に被災状況等について記載して提出してください。その場合は、後日速やかにり災証明書を提出してください。り災証明書が提出されない若しくは要件に合わない場合は、住宅を明け渡していただくこととなりますのでご注意ください。</p> <p>そのほか、状況に応じて上記以外の書類も提出していただく場合があります。</p>
申請期間	<p>受付期間 令和4年3月31日(木)から令和4年6月15日(水)まで</p> <p>受付方法 随時受付(先着順)</p>
お問い合わせ先	福島県 県北建設事務所 行政課 ☎024-521-2498

制度の名称	35. 福島県賃貸型応急住宅の供与について
支援の種類	住宅支援
制度の内容	<p>●お住いの住宅が被災した方へ、福島県内の民間賃貸住宅（集合住宅、戸建て貸家等）を、貸主・借主（県）・入居者・市の4者契約にて、県が住宅を借り上げ、入居者に供与します。</p> <p>●供与期間 最長2年 （ただし、災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していた場合は原則災害発生日から6か月とし、応急修理の完了後は速やかに退去するものとします。）</p> <p>●使用料等について 家賃、共益費等を県で負担します。ただし、光熱水費、駐車場費、自治会費等については入居者負担となります。（家賃に駐車場代が含まれている場合は県で負担します。）</p> <p>●供与対象となる民間賃貸住宅 次の各号すべてに該当する住宅 ・県が借り上げて被災者に提供することに、貸主が同意した住宅 ・昭和56年以降に建設された住宅、若しくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅 ・家賃（共益費・管理費含む）が、1か月あたり5万円以下（対象世帯が2名以上4名以下である場合にあっては6万円以下、対象世帯が5名以上である場合にあっては9万円以下）である住宅（乳幼児は0.5名とカウントする。） なお、民間賃貸住宅の斡旋は行っておりません。入居先については、不動産会社等へご相談ください。</p>
活用できる方	<p>●次の各号の全てに該当する方 ・災害発生日（令和4年3月16日）時点において、本市に居住していた方 ・住家が全壊、全壊又は流出し居住する住家がない方、もしくは「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」も含む。）であって、屋根や外壁の損壊により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方 ・災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方</p>
必要書類	<p>●次の書類について福島市役所6階 住宅政策課までお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県賃貸型応急住宅受付票（様式1） ・令和4年3月16日に発生した地震によるり災証明書 ・被災箇所の写真（全壊の場合は不要） <p>●上記の書類により入居要件に該当することが確認できた方については、本申請についてご案内させていただきます。</p>
申請期間	受付期間 令和4年5月20日（金）から令和4年6月30日（木）まで （り災証明書の判定が半壊、中規模半壊、大規模半壊の方は審査に時間を要しますのでお早めの申請をお願いします。受け取った時期によっては受付できない場合もあります。）
お問い合わせ先	福島市役所 住宅政策課 ☎024-525-3757